

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県に事務局を置く団体の運営等について、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年4月27日

香川県監査委員	石川	豊
同	辻村	修
同	鍋嶋	明人
同	野田	峻司

行政監査結果報告書

～県に事務局を置く団体の運営等について～

平成19年4月

香川県監査委員

【 目 次 】

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	県に事務局を置く団体の概要等（事前調査）	1
1	団体の概要	1
(1)	部局別の団体数・種別の状況	1
(2)	設立後の経過年数別団体数の状況	2
(3)	財政規模別団体数の状況	2
(4)	繰越金の状況	3
(5)	団体の役職員数の状況	3
(6)	規程の整備状況	4
2	県庁舎の使用状況	5
(1)	行政財産の使用許可等の状況	5
(2)	行政財産の使用許可面積の状況	5
3	県職員の団体役職員への就任状況等	6
(1)	県職員の団体役員への就任状況等	6
(2)	県職員の団体事務局職員への就任状況等	7
4	団体への県費支出の状況（平成 17 年度）	9
(1)	県費の種類別の支出団体数及び金額	9
(2)	県費の支出金額別の団体数	9
第 4	監査の実施概要	10
1	監査の実施期間	10
2	監査対象所属等	10
3	監査の実施方法	10
4	監査の主な着眼点	10
第 5	監査の結果及び意見	11
1	団体に対する執務場所の提供について	11
(1)	行政財産の使用許可について	11
(2)	県有物品の貸付等について	11
2	団体の業務に対する県職員の関与について	13
(1)	団体の役職員への就任について	13
(2)	職務専念義務の免除等の服務上の取扱いについて	13
(3)	団体業務における 1 人当たり年間従事時間について	15
3	団体への県費支出について	16
(1)	団体への県費の支出状況について	16
(2)	繰越金について	18
4	団体の事務運営について	20
(1)	団体における規程の整備について	20
(2)	団体の指導監督について	20
5	むすび	22
＜資料＞		
	「別表」監査対象所属等一覧	23

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

県に事務局を置く団体の運営等について

2 選定理由

県の行政運営上の必要性から県に事務局を置き、県職員が役職員を兼ねている各種団体が多数存在し、県の各機関は、これらの団体と密接に関連しつつ事務事業を推進しているところである。

そこで、団体に対する執務場所の提供、団体の業務への県職員の従事、団体への県費支出など、これら団体に対する県の関与の状況等について監査し、今後の県行政の効率的かつ効果的な事務事業の推進に資することとした。

第3 県に事務局を置く団体の概要等（事前調査）

監査を実施するに当たり、「県に事務局を置く団体」（基準日：平成18年4月1日）の実態を把握するため、県の全機関（知事部局、水道局、教育委員会、公安委員会、各種委員会及び県議会）を対象に事前調査を実施した。ただし、審議会等の附属機関、銀行、職員団体等は除外した。

各部局から回答のあった団体の概要については次のとおりである。

1 団体の概要

(1) 部局別の団体数・種別の状況

各部局から回答のあった平成18年4月1日現在における団体数は392団体で、部局別団体数及び団体の種別の状況は、次のとおりである。

団体数では教育委員会が121団体で最も多く、次いで公安委員会が117団体となっており、教育委員会では各県立学校のPTAや同窓会、公安委員会では各警察署の交通安全協会や防犯協会等が多くを占めている。また、団体の種別では公益法人（当該法人の地方支部を含む。）が27団体（6.9%）、公益法人以外の法人（当該法人の地方支部を含む。）が12団体（3.1%）、任意団体が353団体（90.0%）となっている。

部局別団体数

（単位：団体、%）

部局名	団体数	団体の種別		
		公益法人	公益法人以外の法人	任意団体
知事部局	154 (39.3)	18	8	128
政策部	29 (7.4)	0	1	28
総務部	16 (4.1)	4	3	9
環境森林部	11 (2.8)	2	0	9
健康福祉部	27 (6.9)	7	0	20
商工労働部	14 (3.6)	3	0	11
農政水産部	41 (10.4)	1	1	39
土木部	16 (4.1)	1	3	12
教育委員会	121 (30.9)	5	1	115
公安委員会	117 (29.8)	4	3	110
合計	392	27	12	353
割合	100.0	6.9	3.1	90.0

（注）（）書きは、全団体数に占める割合である。

(2) 設立後の経過年数別団体数の状況

設立後の経過年数（平成 18 年 4 月 1 日現在）別の団体数をみると次のとおりである。

設立後 10 年以上経過している団体は 285 団体あり全体の 72.7%を占めている。部局別では 50 年以上経過の団体は教育委員会が 40 団体と最も多いが、そのうち 35 団体は P T A 及び同窓会である。

設立後の経過年数別団体数

(単位:団体、%)

部局名	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上	不明	合計
知事部局	23	14	18	25	31	19	21	3	154
政策部	2	5	2	7	6	3	2	2	29
総務部	0	0	4	2	4	2	4	0	16
環境森林部	3	3	2	3	0	0	0	0	11
健康福祉部	8	1	2	2	6	4	3	1	27
商工労働部	2	1	4	1	1	3	2	0	14
農政水産部	6	3	1	9	10	5	7	0	41
土木部	2	1	3	1	4	2	3	0	16
教育委員会	3	3	11	19	9	17	40	19	121
公安委員会	23	15	28	6	13	21	7	4	117
合計	49	32	57	50	53	57	68	26	392
割合	12.5	8.2	14.5	12.8	13.5	14.5	17.4	6.6	100.0

(3) 財政規模別団体数の状況

財政規模（平成 17 年度支出決算額）別の団体数をみると次のとおりである。

独自の会計を有する団体が 334 団体あり、そのうち、100 万円未満の団体が 128 団体(38.3%)あり、3 分の 1 以上を占めている。一方、1000 万円以上の団体は 64 団体 (19.1%) となっている。

団体の財政規模別団体数

(単位:団体、%)

部局名	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	不明	合計
知事部局	58	14	22	14	36	0	144
政策部	15	3	5	2	2	0	27
総務部	2	1	1	2	7	0	13
環境森林部	2	0	4	2	2	0	10
健康福祉部	11	1	1	5	9	0	27
商工労働部	2	2	2	1	7	0	14
農政水産部	22	7	4	2	5	0	40
土木部	4	0	5	0	4	0	13
教育委員会	47	17	14	27	15	0	120
公安委員会	23	11	11	11	13	1	70
合計	128	42	47	52	64	1	334
割合	38.3	12.6	14.1	15.6	19.1	0.3	100.0

(注) 団体独自の会計を有する(収入額が0でない)団体が対象

(4) 繰越金の状況

平成 17 年度末における団体の繰越金の状況をみると次のとおりである。

独自の会計を有する 334 団体のうち、繰越金がある団体は 312 団体 (93.4%) であり、その中で 50 万円未満の団体は 158 団体 (47.3%) である。一方、繰越金が無い団体は 21 団体 (6.3%) である。

団体の繰越金

(単位:団体、%)

部局名	繰越金無	繰越金有						不明	合計
		50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上		
知事部局	15	65	15	14	14	6	15	0	144
政策部	4	14	1	2	2	3	1	0	27
総務部	4	3	1	3	0	0	2	0	13
環境森林部	2	1	1	1	4	0	1	0	10
健康福祉部	2	11	5	4	0	2	3	0	27
商工労働部	3	2	2	1	3	0	3	0	14
農政水産部	0	31	4	3	1	0	1	0	40
土木部	0	3	1	0	4	1	4	0	13
教育委員会	4	52	21	23	10	3	7	0	120
公安委員会	2	41	7	6	6	2	5	1	70
合計	21	158	43	43	30	11	27	1	334
割合	6.3	47.3	12.9	12.9	9.0	3.3	8.0	0.3	100.0

(注1) 団体独自の会計を有する(収入額が0でない)団体が対象

(注2) 繰越金=収入決算額(前年度繰越金(公益法人会計については前期繰越収支差額)を含む。)-支出決算額

(5) 団体の役員数の状況

団体の役員数をみると次のとおりであり、役員数が 5 人以上の団体が 308 団体 (78.6%) で全体の 4 分の 3 以上を占め、1 団体当たり平均役員数は 21.2 人となっている。

団体の役員数

(単位:団体、人、%)

部局名	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計	1団体当たり 平均役員数
知事部局	5	3	5	6	12	123	154	13.8
政策部	1	3	1	3	3	18	29	12.2
総務部	2	0	2	0	1	11	16	12.3
環境森林部	0	0	1	0	3	7	11	8.2
健康福祉部	2	0	0	1	1	23	27	18.6
商工労働部	0	0	0	0	2	12	14	23.3
農政水産部	0	0	0	2	2	37	41	11.5
土木部	0	0	1	0	0	15	16	11.6
教育委員会	1	0	2	0	3	115	121	30.2
公安委員会	7	1	17	11	11	70	117	21.6
合計	13	4	24	17	26	308	392	21.2
割合	3.3	1.0	6.1	4.4	6.6	78.6	100.0	

次に、団体の事務局職員数をみると次のとおりである。

事務局職員数が1人の団体及び5人以上の団体が各118団体(30.1%)あり、1団体当たり平均事務局職員数は4.0人となっている。また、県職員が団体の事務局職員に就任している団体が339団体、そのうち事務局職員が県職員のみ(県職員以外の団体職員をいう。以下同じ。)のみの団体は295団体(75.3%)あり、一方、事務局職員が専任職員(県職員以外の団体職員をいう。以下同じ。)のみの団体は52団体(13.3%)となっている。

団体の事務局職員数

(単位:団体、人、%)

部局名	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計	県職員のみ	専任職員のみ	1団体当たり
										平均事務局職員数
知事部局	1	40	26	14	9	64	154	109	16	5.0
政策部	0	9	4	3	1	12	29	27	2	3.7
総務部	1	4	1	1	1	8	16	7	1	6.8
環境森林部	0	0	1	0	1	9	11	7	1	6.0
健康福祉部	0	5	4	6	5	7	27	14	7	6.1
商工労働部	0	1	2	3	1	7	14	7	2	8.1
農政水産部	0	20	7	1	0	13	41	35	2	3.1
土木部	0	1	7	0	0	8	16	12	1	5.4
教育委員会	0	20	24	17	11	49	121	105	4	4.5
公安委員会	0	58	26	20	8	5	117	81	32	2.0
合計	1	118	76	51	28	118	392	295	52	4.0
割合	0.3	30.1	19.4	13.0	7.1	30.1	100.0	75.3	13.3	

(注)事務局職員数が0人の団体は、休止状態の団体である。

(6) 規程の整備状況

団体における規程の整備状況をみると次のとおりである。

団体の設置運営に関する規程のない団体が3団体(0.8%)、会計に関する規程のない団体が192団体(49.0%)、決裁権限等に関する規程のない団体が233団体(59.4%)となっている。また、専任職員を置いている団体でその職員の給与等に関する規程のない団体は22団体(29.7%)である。

規程の整備状況

(単位:団体、%)

部局名	団体の設置運営に関する規程		会計に関する規程		決裁権限等に関する規程		団体職員の給与等に関する規程※	
	有	無	有	無	有	無	有	無
知事部局	153	1	66	88	47	107	27	13
政策部	28	1	6	23	6	23	1	1
総務部	16	0	11	5	6	10	4	4
環境森林部	11	0	6	5	4	7	2	1
健康福祉部	27	0	10	17	7	20	9	4
商工労働部	14	0	7	7	6	8	4	2
農政水産部	41	0	18	23	11	30	3	1
土木部	16	0	8	8	7	9	4	0
教育委員会	121	0	77	44	51	70	6	4
公安委員会	115	2	57	60	61	56	19	5
合計	389	3	200	192	159	233	52	22
割合	99.2	0.8	51.0	49.0	40.6	59.4	70.3	29.7

※専任職員を置いている団体が対象

2 県庁舎の使用状況

(1) 行政財産の使用許可等の状況

団体に対する行政財産の使用許可及び使用料の減免の状況をみると次のとおりである。

使用許可を受けている団体が 73 団体、そのうち使用料が減免になっている団体は 12 団体 (16.4%) である。

行政財産の使用許可及び使用料の減免の状況

(単位:団体、%)

部局名	行政財産の使用許可団体数	使用料の減免	
		有	無
知事部局	39	6	33
政策部	2	0	2
総務部	8	4	4
環境森林部	3	0	3
健康福祉部	12	2	10
商工労働部	6	0	6
農政水産部	4	0	4
土木部	4	0	4
教育委員会	10	3	7
公安委員会	24	3	21
合計	73	12	61
割合	100.0	16.4	83.6

(注)都市公園法に基づく許可1件を含む。

(2) 行政財産の使用許可面積の状況

団体に対する行政財産の使用許可面積 (執務室) 別の団体数をみると次のとおりである。

5㎡未満の団体が34団体あり、使用許可を受けている73団体のうちの46.6%を占めている。

行政財産の使用許可面積別の団体数

(単位:団体、%)

部局名	5㎡未満	5㎡以上 10㎡未満	10㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 100㎡未満	100㎡以上	合計
知事部局	16	6	7	5	5	39
政策部	1	0	0	0	1	2
総務部	5	0	2	0	1	8
環境森林部	2	1	0	0	0	3
健康福祉部	5	1	4	1	1	12
商工労働部	1	4	1	0	0	6
農政水産部	2	0	0	2	0	4
土木部	0	0	0	2	2	4
教育委員会	8	1	1	0	0	10
公安委員会	10	8	4	1	1	24
合計	34	15	12	6	6	73
割合	46.6	20.6	16.4	8.2	8.2	100.0

(注)都市公園法に基づく許可1件を含む。

3 県職員の団体役職員への就任状況等

(1) 県職員の団体役員への就任状況等

① 団体役員への就任状況

県職員（特別職を除く。以下同じ。）の団体の会長、理事等の役員への就任状況をみると次のとおりである。

県職員が役員に就任している団体が 174 団体（事前調査団体数に占める割合 44.4%）あり、1 団体当たり平均就任数は、3.8 人である。そのうち役員就任数が 1 人の団体が 71 団体（40.8%）、5 人以上の団体が 44 団体（25.3%）となっている。

役員への就任状況

（単位：団体、人、%）

部局名	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計	1団体当たり平均就任数	未就任
知事部局	34	15	8	3	5	65	2.2	89
政策部	7	1	0	1	0	9	1.4	20
総務部	4	4	2	0	2	12	3.5	4
環境森林部	6	1	0	0	0	7	1.1	4
健康福祉部	1	3	1	1	1	7	3.3	20
商工労働部	6	2	0	0	0	8	1.3	6
農政水産部	7	2	1	0	1	11	1.7	30
土木部	3	2	4	1	1	11	2.5	5
教育委員会	25	14	7	7	39	92	5.3	29
公安委員会	12	2	3	0	0	17	1.5	100
合計	71	31	18	10	44	174	3.8	218
割合	40.8	17.8	10.3	5.8	25.3	100.0		

② 団体役員として従事する際の服務上の取扱状況

県職員が団体役員として従事する際の服務上の取扱状況をみると次のとおりである。

職務専念義務の免除により従事している団体が 129 団体（73.7%）、職務命令により従事している団体が 38 団体（21.7%）となっている。また、部局別では教育委員会で職務専念義務の免除により従事している団体が 89 団体あり、教育委員会中に占める割合は 96.7%となっている。

なお、「派遣」は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「公益法人等派遣法」という。）に基づくものである。

服務上の取扱状況：役員

（単位：団体、人、%）

部局名	職務専念義務の免除		職務命令(公務)		法令等により従事が認められている		派遣		合計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
知事部局	32	80	30	49	3	12	1	2	66	143
政策部	5	9	4	4	0	0	0	0	9	13
総務部	6	23	3	7	3	12	0	0	12	42
環境森林部	1	1	6	7	0	0	0	0	7	8
健康福祉部	5	20	2	3	0	0	0	0	7	23
商工労働部	4	4	4	6	0	0	0	0	8	10
農政水産部	4	4	7	15	0	0	0	0	11	19
土木部	7	19	4	7	0	0	1	2	12	28
教育委員会	89	479	1	2	2	11	0	0	92	492
公安委員会	8	14	7	9	2	2	0	0	17	25
合計	129	573	38	60	7	25	1	2	175	660
割合	73.7	86.8	21.7	9.1	4.0	3.8	0.6	0.3	100.0	100.0

（注）「職務専念義務の免除」と「派遣」による職員が就任している団体があるため、上記①の県職員が団体役員に就任している団体数と一致しない。

③ 団体役員としての1人当たり年間従事時間

県職員の団体役員としての1人当たり年間従事時間（平成17年度）の状況を見ると次のとおりである。

県職員が団体役員に就任している174団体のうち、1人当たり年間従事時間が10時間未満の団体が129団体（74.1%）で約4分の3を占めている。また、1人当たり平均年間従事時間は17時間（派遣を除いた場合は12時間）となっている。

1人当たり年間従事時間：役員

（単位：団体、%、時間）

部局名	10時間未満		10時間以上 20時間未満		20時間以上 30時間未満		30時間以上 50時間未満		50時間以上 100時間未満		100時間以上		合計		1人当たり平均 年間従事時間	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	時間	(%)
知事部局	49	(50)	7	(7)	3	(3)	2	(2)	0	(0)	4	(3)	65	(65)	34	(9)
政策部	5	(5)	2	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	1	(1)	9	(9)	22	(22)
総務部	9	(9)	2	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	12	(12)	8	(8)
環境森林部	5	(5)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	7	(7)	7	(7)
健康福祉部	7	(7)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	7	(7)	3	(3)
商工労働部	3	(3)	2	(2)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	2	(2)	8	(8)	44	(44)
農政水産部	11	(11)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	11	(11)	2	(2)
土木部	9	(10)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	11	(11)	131	(2)
教育委員会	65	(65)	17	(17)	2	(2)	6	(6)	2	(2)	0	(0)	92	(92)	13	(13)
公安委員会	15	(15)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	17	(17)	5	(5)
合計	129	(130)	25	(25)	5	(5)	8	(8)	3	(3)	4	(3)	174	(174)	17	(12)
割合	74.1	(74.7)	14.4	(14.4)	2.9	(2.9)	4.6	(4.6)	1.7	(1.7)	2.3	(1.7)	100.0	(100.0)		

（注）（）書きは、派遣を除いた場合である。

(2) 県職員の団体事務局職員への就任状況等

① 団体事務局職員への就任状況

県職員が団体の事務局職員に就任している状況をみると次のとおりである。

県職員が事務局職員に就任している団体が339団体（事前調査団体数に占める割合86.5%）あり、1団体当たり平均就任数は3.5人である。

事務局職員への就任状況

（単位：団体、人、%）

部局名	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計	1団体当たり 平均就任数		未就任
							数	(%)	
知事部局	38	25	13	9	52	137	3.9	17	
政策部	8	4	3	1	11	27	3.3	2	
総務部	4	2	0	2	6	14	4.4	2	
環境森林部	0	1	0	2	7	10	5.0	1	
健康福祉部	3	4	6	2	5	20	4.3	7	
商工労働部	1	0	3	2	6	12	7.0	2	
農政水産部	20	6	1	0	12	39	2.7	2	
土木部	2	8	0	0	5	15	3.5	1	
教育委員会	19	26	16	11	45	117	4.3	4	
公安委員会	40	17	19	8	1	85	2.0	32	
合計	97	68	48	28	98	339	3.5	53	
割合	28.6	20.1	14.1	8.3	28.9	100.0			

② 団体事務局職員として従事する際の服務上の取扱状況

県職員が団体の事務局職員として従事する際の服務上の取扱状況をみると次のとおりである。

職務専念義務の免除により従事している団体が 187 団体 (54.8%)、職務命令により従事している団体が 141 団体 (41.4%) となっている。また、部局別では教育委員会で職務専念義務の免除により従事している団体が 114 団体あり、教育委員会中に占める割合は 97.4% となっている。

服務上の取扱状況:事務局職員

(単位:団体、人、%)

部局名	職務専念義務の免除		職務命令(公務)		法令等により従事が認められている		派遣		合計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
知事部局	60	282	71	204	3	22	5	21	139	529
政策部	16	67	11	23	0	0	0	0	27	90
総務部	7	35	4	4	3	22	0	0	14	61
環境森林部	3	16	7	34	0	0	0	0	10	50
健康福祉部	16	73	3	8	0	0	2	5	21	86
商工労働部	6	52	6	27	0	0	1	5	13	84
農政水産部	4	10	35	95	0	0	0	0	39	105
土木部	8	29	5	13	0	0	2	11	15	53
教育委員会	114	494	1	5	2	5	0	0	117	504
公安委員会	13	23	69	132	3	14	0	0	85	169
合計	187	799	141	341	8	41	5	21	341	1,202
割合	54.8	66.5	41.4	28.4	2.3	3.4	1.5	1.7	100.0	100.0

(注)「職務専念義務の免除」と「派遣」による職員が就任している団体があるため、上記①の県職員が団体事務局職員に就任している団体数と一致しない。

③ 団体事務局職員としての1人当たり年間従事時間

県職員の団体の事務局職員としての1人当たり年間従事時間(平成17年度)の状況をみると次のとおりである。

県職員が団体の事務局職員に就任している339団体のうち、1人当たり年間従事時間が50時間未満のものは264団体(77.9%)で4分の3以上を占めている。また、1人当たり年間従事時間は109時間(派遣を除いた場合は76時間)となっている。

1人当たり年間従事時間:事務局職員

(単位:団体、%、時間)

部局名	10時間未満		10時間以上50時間未満		50時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上300時間未満		300時間以上		合計	1人当たり平均年間従事時間		
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数				
知事部局	18	(18)	66	(66)	21	(21)	12	(14)	9	(9)	11	(6)	137	(134)	205	(131)
政策部	0	(0)	16	(16)	7	(7)	2	(2)	1	(1)	1	(1)	27	(27)	81	(81)
総務部	2	(2)	7	(7)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	4	(4)	14	(14)	321	(321)
環境森林部	0	(0)	5	(5)	1	(1)	1	(1)	3	(3)	0	(0)	10	(10)	106	(106)
健康福祉部	4	(4)	9	(9)	5	(5)	0	(1)	0	(0)	2	(0)	20	(19)	160	(51)
商工労働部	0	(0)	3	(3)	1	(1)	1	(2)	5	(5)	2	(1)	12	(12)	424	(328)
農政水産部	8	(8)	18	(18)	5	(5)	8	(8)	0	(0)	0	(0)	39	(39)	33	(33)
土木部	4	(4)	8	(8)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	15	(13)	441	(20)
教育委員会	43	(43)	60	(60)	8	(8)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	117	(117)	26	(26)
公安委員会	37	(37)	40	(40)	3	(3)	2	(2)	1	(1)	2	(2)	85	(85)	58	(58)
合計	98	(98)	166	(166)	32	(32)	16	(18)	12	(12)	15	(10)	339	(336)	109	(76)
割合	28.9	(29.2)	49.0	(49.4)	9.4	(9.5)	4.7	(5.3)	3.6	(3.6)	4.4	(3.0)	100.0	(100.0)		

(注) () 書きは、派遣を除いた場合である。

4 団体への県費支出の状況（平成17年度）

(1) 県費の種類別の支出団体数及び金額

団体へ支出された県費の種類別の団体数及び金額をみると次のとおりである。

県費を支出している団体は98団体であり、これら団体に支出された県費の総額は24,693,391千円となっている。なお、「その他」は、総務部及び公安委員会については共済費及び償還金、土木部については貸付金、教育委員会については共済費である。

県費の種類別の支出団体数及び金額

(単位:団体、千円)

部局名	補助金		負担金		交付金		委託料		その他		合計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
知事部局	22	271,187	32	227,072	5	39,064	33	1,770,514	4	6,290,058	74	8,597,895
政策部	2	6,420	8	82,203	1	16,242	4	2,960	0	0	13	107,825
総務部	2	5,189	3	7,181	0	0	4	23,513	2	5,660,219	8	5,696,102
環境森林部	3	10,760	3	1,815	0	0	2	159,529	0	0	7	172,104
健康福祉部	9	92,961	0	0	1	11,000	10	819,342	0	0	13	923,303
商工労働部	1	95,328	5	84,421	1	3,300	4	152,467	0	0	9	335,516
農政水産部	5	60,529	5	46,956	2	8,522	4	3,611	0	0	13	119,618
土木部	0	0	8	4,496	0	0	5	609,092	2	629,839	11	1,243,427
教育委員会	6	136,510	5	61,137	0	0	9	75,117	1	12,986,694	19	13,259,458
公安委員会	1	2,048	1	2,719	0	0	3	242,816	1	2,588,455	5	2,836,038
合計	29	409,745	38	290,928	5	39,064	45	2,088,447	6	21,865,207	98	24,693,391

(注1) 複数の種類の県費を支出している団体があるため、種類ごとの団体数の合計と「合計」欄の団体数の合計とは一致しない。

(注2) 団体数については、別の団体を経由して県の負担金が支出されている団体を計上している。

(2) 県費の支出金額別の団体数

団体へ支出された県費の金額別の団体数をみると次のとおりである。

県費を支出している98団体のうち、100万円以上の団体が63団体(64.3%)あり、その中で1000万円以上の団体は31団体(31.6%)となっている。

県費の支出金額別の団体数

(単位:団体、%)

部局名	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	合計
知事部局	26	7	10	7	24	74
政策部	6	1	2	2	2	13
総務部	2	0	2	1	3	8
環境森林部	3	1	1	1	1	7
健康福祉部	3	1	3	1	5	13
商工労働部	2	1	1	0	5	9
農政水産部	6	0	1	2	4	13
土木部	4	3	0	0	4	11
教育委員会	9	2	3	1	4	19
公安委員会	0	0	2	0	3	5
合計	35	9	15	8	31	98
割合	35.7	9.2	15.3	8.2	31.6	100.0

(注) 団体数については、別の団体を経由して県の負担金が支出されている団体を計上している。

第4 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成18年6月から平成19年3月まで

2 監査対象所属等

事前調査で回答のあった392団体の中から次の全ての要件を満たす団体を選定し、これらの団体を所管する28所属を監査対象とした。

- ① 県職員が団体の事務局の事務に従事しているもの
- ② 県から団体に一定額（100万円）以上の県費を支出しているもの
- ③ 単発的、臨時的な事業の実行委員会等以外のもの
- ④ 平成18年度の財政的援助団体等監査の対象となっていないもの

監査対象団体は40団体であり、部局別の状況は次のとおりである。

部局別監査対象団体数

(単位: 団体、%、所属)

部局名	平成18年4月1日現在の団体数(A)	監査対象団体数(B)	監査対象団体の種類			団体の選定割合(B/A)	監査対象団体を所管する所属数
			公益法人	公益法人以外の法人	任意団体		
知事部局	154	33	8	2	23	21.4	21
政策部	29	6	0	0	6	20.7	3
総務部	16	6	2	2	2	37.5	3
環境森林部	11	3	0	0	3	27.3	2
健康福祉部	27	4	2	0	2	14.8	4
商工労働部	14	6	2	0	4	42.9	2
農政水産部	41	4	1	0	3	9.8	3
土木部	16	4	1	0	3	25.0	4
教育委員会	121	6	1	1	4	5.0	6
公安委員会	117	1	0	1	0	0.9	1
合計	392	40	9	4	27	10.2	28

3 監査の実施方法

監査対象所属等から監査調書等の提出を求めるとともに、監査委員事務局職員による現地調査や必要書類の閲覧等の結果を踏まえ、実施した。

なお、監査は団体の事務局が置かれている県の所属を対象としたが、併せて自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として団体についても調査を実施した。

4 監査の主な着眼点

- (1) 団体に対する執務場所の提供について
 - ・行政財産使用許可に係る手続き及び経費負担が適切に行われているか。
- (2) 団体の業務に対する県職員の関与について
 - ・県職員が団体の業務に従事する場合の手続きが適正に行われているか。
- (3) 団体への県費支出について
 - ・県の補助金交付事務等は適正に執行されているか。
- (4) 団体の事務運営について
 - ・団体の規約、財務（経理）処理規程等の整備は適切になされているか。
 - ・団体の財務会計処理等は適正に行われているか。

第5 監査の結果及び意見

1 団体に対する執務場所の提供について

(1) 行政財産の使用許可について

県の庁舎等を団体の執務室として使用する場合には、自治法第238条の4第4項及び香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）第24条の規定に基づく、行政財産の使用許可が必要である。

行政財産の使用許可については、「行政財産の使用許可に関する基準について」（昭和63年3月28日付け総務部長通知）の別紙「行政財産の使用許可に関する基準」（以下「使用許可基準」という。）によると、「国又は他の地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に供するため、特に必要と認められる場合」、「県の指導監督を受け、県の事務事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務事業の用に供するため、特に必要と認められる場合」などに許可できることとなっている。また、使用許可の数量については、「原則として実測によって算出するもの」とし、「県の職員と同じ事務室で執務する場合等で使用面積が不明確な場合においては、1人当たり4平方メートルとして使用許可数量を算出するもの」となっている。さらに、「行政財産の使用許可に伴う留意事項について」（昭和63年3月28日付け管財課長通知）では、「専任職員を有する団体若しくは協会又は専任職員はいないが備品等を保有する団体若しくは協会に、行政財産の一部を使用させることは、行政財産の目的外使用であること」とされ、団体に専任職員を置くか、又は備品等を設置する場合には行政財産の使用許可が必要となっている。

次に、行政財産の目的外使用に伴う使用料については、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）に基づき徴収し、特別の事由があるときは知事は減免することができることとなっている。使用許可基準では、「地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、香川県職員互助会、香川県庁消費生活協同組合その他これらに類する団体において、職員等が利用することを目的とする福利厚生施設又は当該団体の最小限度の広さの事務室として使用させる場合」などに使用料を減免することができ、減額の割合については、使用目的の公共性、重要性及び県の事務事業に及ぼす効果等を勘案して決定することとなっている。

また、行政財産の目的外使用に伴う電気料、電話料、ガス料、水道料等（以下「管理諸経費」という。）については、使用許可基準では、行政財産の使用許可を受けた者に負担させなければならないこととなっており、その管理諸経費は使用者の使用状況を勘案して合理的に算定するものとし、その標準的な算定方法（使用許可基準の別表第2「管理諸経費標準算定方法」）が示されている。

行政財産の使用許可面積（執務室）別の団体数、使用許可面積の算出方法及び使用料の減免の状況は、次のとおりである。行政財産の使用許可を受けている団体は17団体であり、これら団体は、すべて専任職員又は派遣された県職員が置かれている団体である。また、使用許可面積の算出方法については、実測により算出している団体が3団体、「専任職員1人当たり4平方メートル」により算出している団体が14団体となっている。なお、使用料が免除になっている団体は5団体である。

行政財産の使用許可面積別の団体数、算出方法及び使用料の減免

(単位:団体)

使用許可面積(執務室)別の団体数						使用許可面積の算出方法	使用料の減免	
5㎡未満	5㎡以上 10㎡未満	10㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 100㎡未満	100㎡以上	合計		有(免除)	無
8	2	5	1	1	17	実測により算出	5	12
						「専任職員1人当たり4平方メートル」により算出		

(注)都市公園法に基づく許可1件を含む。

(2) 県有物品の貸付等について

県有物品を貸し付ける場合には、貸付契約を締結するとともに、物品貸付簿に登記して整理

することとなっている（香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 127 条）。また、財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年香川県条例第 29 号）第 7 条では、「公益上特に必要があるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」とされている。一方、県が物品の借入れをする場合には、借入品出納保管簿を備え、所定の事項を登記することとなっている（同規則第 255 条）。

監査対象団体のうち、県と貸付契約を締結している団体は 6 団体であり、貸付料はすべて無償となっている。

【改善・検討事項】

① 団体が設置しているコピー機の設置場所について行政財産の使用許可手続きができていないものがあつたが、コピー機設置に伴う使用許可の手続きを行うよう団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：30）

② 行政財産の使用許可申請書に別の団体が使用している行政財産を含めて申請し、使用許可を受けているものがあつたが、行政財産を使用している各々の団体から使用許可申請書を提出させ、許可する必要がある。

（「別表」団体番号：23）

③ 行政財産の使用許可を受けないまま、県の駐車場の一部を使用しているものがあつたが、使用関係を明確にする必要がある。

（「別表」団体番号：30）

④ 行政財産の使用許可に伴う管理諸経費の中に使用許可基準に示されている冷暖房用機器の保守点検費が含まれていないものがあつたが、使用許可基準に基づき、当該経費についても団体に対して負担を求める必要がある。

（「別表」団体番号：30）

⑤ 都市公園法に基づく管理許可に伴う管理諸経費を年度末に一括して徴収しているものがあつたが、金額的にみても上半期分と下半期分に分けて徴収する必要がある。

（「別表」団体番号：25）

⑥ 団体が使用している県有物品（机・椅子、ロッカー等）について貸付手続きが行われていないものがあつたが、団体と貸付契約を締結し、物品貸付簿に登記しておく必要がある。

（「別表」団体番号：7, 8, 9, 10, 12, 19, 23, 37, 40）

⑦ 団体からの借入自動車について、県の借入品出納保管簿に登記されてなく、また、団体が自動車を使用した場合の燃料費の負担を求めているものがあつたが、借入品出納保管簿に登記し、団体が使用した場合の燃料費については団体に負担を求める必要がある。

（「別表」団体番号：12）

【意見】

① 行政財産の使用許可の数量（面積）は、原則として実測により算出することになっているが、県に事務局を置く団体の大半については、使用面積が不明確であるとして専任職員数に 4 平方メートルを乗じて使用許可数量を算出している。中には、フロアの一区画を占有しており実測で算出するのが妥当ではないかと考えられるもの、団体の保有する備品等が多いため実際に使用する面積が許可面積より多くなっているような事例があつた。「1 人当たり 4 平方メートル」とする基準は、昭和 63 年に定められたものであるが、その後、平成 12 年に本館が建設されるなどして庁舎の使用状況も変わっていることから当該基準の妥当性を検証するとともに、事務室としての使用形態や団体所有の備品等の設置状況を勘案し、できるだけ使用実態に即した使用許可数量の算出に努める必要がある。なお、使用許可基準の見直しについては、平成 17 年度の包括外部監査でも意見が出されているところである。

② 管理諸経費については、使用許可基準の別表第 2「管理諸経費標準算定方法」に掲げる経費についてのみ団体に負担を求めていたが、当該標準算定方法に示されていない経費であっても庁舎を維持管理していく上で必要な経費（例えば警備委託料や消防設備保守点検料など）

については、受益者負担の観点から、使用状況を勘案して、団体に経費負担を求めることも検討する必要がある。

- ③ 団体と物品（机、椅子等）の貸付契約を締結し、無償で貸し付けている事例があるが、条例では「公益上特に必要があるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」と定めていることから、無償等とする場合には、公益上の必要性について十分に検討し、無償等とする理由を明確にしておく必要がある。
- ④ 団体が理事会、総会等を開催する際の県庁舎内の会議室の使用について統一的な取扱いが行われていないので、県庁舎内の会議室の使用基準を明確にし、適切な運用を図る必要がある。
- ⑤ 団体の業務に係る事務費（電話代、コピー代等）を県が負担しているものがあったが、団体の業務に係る事務費についてはできるだけ団体に負担を求めるべきであり、負担を求められない場合には県が負担する理由を明確にしておくなど、適切な経費負担が行われるように努める必要がある。

2 団体の業務に対する県職員の関与について

(1) 団体の役職員への就任について

団体の役員又は事務局職員への県職員の就任状況は、次のとおりである。

県職員が団体の役員に就任している団体は 30 団体であり、そのうち県職員が 1 人の団体が 14 団体と半数近くを占めている。1 団体当たり平均就任数は 2.9 人となっている。

また、団体の事務局職員への就任については、40 団体のうち県職員が 5 人以上就任している団体が 32 団体と 8 割を占めている。1 団体当たり平均就任数は 6.5 人となっている。なお、専任職員を置いている団体は 20 団体である。

団体の役員又は事務局職員への県職員の就任状況

(単位: 団体、人)

	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計	平均就任数		未就任	専任職員を置く団体
							県職員就任数	1団体当たり		
役員	14	8	2	2	4	30	86	2.9	10	
事務局職員	1	2	2	3	32	40	260	6.5		20

団体の役員又は事務局職員に占める県職員の割合をみると次のとおりである。

県職員が役員に就任している 30 団体の役員に占める県職員の割合は 12.7% であり、県職員が半数以上の団体が 6 団体、そのうち役員が県職員のみであるのは 1 団体である。また、事務局職員に占める県職員の割合は 67.9% であり、県職員が半数以上の団体が 37 団体、そのうち事務局職員が県職員のみであるのは 20 団体である。

団体の役員又は事務局職員に占める県職員の割合別団体数等

(単位: 団体、%)

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	合計	団体の役員又は事務局職員に占める 県職員の割合
事務局職員	0	1	0	2	10	7	20	40	67.9

(2) 職務専念義務の免除等の服務上の取扱いについて

県職員を団体の業務に従事させる方法としては、職務専念義務の免除や職務命令などがある。

職務に専念する義務の免除については、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り認められ例外的なものである（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条）。職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年香川県条例第 7 号）第 2 条第 3 号の規定を受けて定められた、職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 27 年香川県人事委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 号においては、「あらかじめ任命権者の承認を得て職務に専念する義務を免除することができる場合」として、「職員が国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合」などが挙げられている。

職務命令については、地方公務員法第 32 条の規定に基づき行われるもので、県の本来業務（県がなすべき責を有する職務）と同一とみなされるものに限り職員に団体の業務に従事することを命ずることができるものとされている。また、法令等により団体業務への従事が認められるのは、地方公務員等共済組合法や地方公務員災害補償法等に基づき、地方公務員共済組合や地方公務員災害補償基金等の運営に必要な範囲内において、これら団体の業務に従事する場合である。

公益法人等への派遣については、公益法人等派遣法に基づき、職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年香川県条例第 47 号）及び職員の公益法人等への派遣等に関する規則（平成 14 年香川県人事委員会規則第 1 号）の定めるところにより、当該団体の業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である公益法人等の業務に専ら従事させるため、県職員を派遣するものである。

県職員が団体の役員又は事務局職員として従事する際の服務上の取扱状況をみると次のとおりである。

役員については、職務専念義務の免除により 15 団体（48.4%）に延 49 人、職務命令により 11 団体（35.5%）に延 21 人が従事している。事務局職員については、職務専念義務の免除により 24 団体（57.2%）に延 154 人、職務命令により 10 団体（23.8%）に延 57 人が従事している。

服務上の取扱状況：役員

(単位：団体、人、%)

部局名	職務専念義務の免除		職務命令(公務)		法令等により従事が認められている		派遣		合計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
知事部局	11	19	11	21	3	12	1	2	26	54
政策部	3	6	0	0	0	0	0	0	3	6
総務部	3	5	0	0	3	12	0	0	6	17
環境森林部	0	0	3	4	0	0	0	0	3	4
健康福祉部	0	0	1	2	0	0	0	0	1	2
商工労働部	2	2	4	6	0	0	0	0	6	8
農政水産部	1	1	3	9	0	0	0	0	4	10
土木部	2	5	0	0	0	0	1	2	3	7
教育委員会	4	30	0	0	1	2	0	0	5	32
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	49	11	21	4	14	1	2	31	86
割合	48.4	57.0	35.5	24.4	12.9	16.3	3.2	2.3	100.0	100.0

(注)「職務専念義務免除」と「派遣」により県職員が就任している団体が1団体あるため、合計は31団体となっている。

服務上の取扱状況：事務局職員

(単位：団体、人、%)

部局名	職務専念義務の免除		職務命令(公務)		法令等により従事が認められている		派遣		合計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
知事部局	19	131	10	57	3	22	3	18	35	228
政策部	5	27	1	5	0	0	0	0	6	32
総務部	3	16	0	0	3	22	0	0	6	38
環境森林部	0	0	3	18	0	0	0	0	3	18
健康福祉部	3	28	1	5	0	0	1	4	5	37
商工労働部	5	49	1	4	0	0	1	5	7	58
農政水産部	0	0	4	25	0	0	0	0	4	25
土木部	3	11	0	0	0	0	1	9	4	20
教育委員会	5	23	0	0	1	3	0	0	6	26
公安委員会	0	0	0	0	1	6	0	0	1	6
合計	24	154	10	57	5	31	3	18	42	260
割合	57.2	59.3	23.8	21.9	11.9	11.9	7.1	6.9	100.0	100.0

(注)「職務専念義務免除」と「派遣」により県職員が就任している団体が2団体あるため、合計は42団体となっている。

(3) 団体業務における1人当たり年間従事時間について

県職員の団体の役職員としての1人当たり年間従事時間(平成17年度)は、次のとおりである。

役員については、10時間未満の団体が21団体あり、県職員が団体役員に就任している団体のうちの3分の2以上を占め、1人当たり平均年間従事時間は69時間(職務専念義務の免除による場合は42時間)となっている。また、事務局職員については、100時間未満の団体が22団体(55.0%)あり、1人当たり平均年間従事時間は329時間(職務専念義務の免除による場合は128時間)となっている。

県職員の1人当たり年間従事時間

(単位:団体、時間、%)

		10時間未満	10時間以上 50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上 300時間未満	300時間以上	合計	1人当たり 平均年間 従事時間	
服 務 上 の 取 扱 い	職務専念 義務の免 除	役員	10	3	1	0	1	0	15	42
		事務局職員	0	8	6	3	5	2	24	128
	職務命令 (公務)	役員	8	2	0	1	0	0	11	10
		事務局職員	2	5	1	1	1	0	10	61
	法令等により 従事が認め られている	役員	4	0	0	0	0	0	4	2
		事務局職員	0	0	0	0	0	5	5	843
	派遣	役員	0	0	0	0	0	1	1	1,804
		事務局職員	0	0	0	0	0	3	3	2,007
	合計	役員	21	5	1	1	1	1	30	69
		事務局職員	2	13	7	2	6	10	40	329
	割合	役員	70.0	16.8	3.3	3.3	3.3	3.3	100.0	
		事務局職員	5.0	32.5	17.5	5.0	15.0	25.0	100.0	

(注)「職務専念義務免除」と「派遣」による職員が従事している団体があるため、サービス上の取扱い区分の計と合計欄は一致しない。

【改善・検討事項】

① 県職員の団体の役職員への就任に当たり、団体からの委嘱依頼や任命等の手続きが書面で行われていないものがあつたが、団体業務に従事する県職員を明確にするために、就任手続きが書面により適切に行われるよう団体に要請する必要がある。

(「別表」団体番号: 3, 4, 5, 6, 11, 12, 14, 15, 20, 29, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 38, 39)

② 団体職員に委嘱されていない県職員が団体の起案文書に押印しているものがあつたが、県と団体の業務を整理し、適切な事務処理が行われるよう指導する必要がある。

(「別表」団体番号: 26)

③ 団体役員として業務に従事する際に職務専念義務の免除の手続きを取っていないものがあつたが、適正に職務専念義務の免除の手続きを行う必要がある。

(「別表」団体番号: 23)

④ 職務専念義務の免除申請書の記載内容に不備なものがあつたが、必要事項を記載し適切に職務専念義務の免除の手続きを行う必要がある。

(「別表」団体番号: 1, 2, 10, 26, 30)

【意見】

職員が公益団体等の事務事業に従事する場合の職務専念義務の免除について、統一的な事務処理が行われていないので、事務取扱を明確化し、適正な運用が図られるように努める必要がある。なお、職務専念義務の免除を受けて団体の業務に従事する場合には、それに伴う災害は、公務災害の対象にはならないことに留意する必要がある。

3 団体への県費支出について

(1) 団体への県費の支出状況について

平成17年度に監査対象団体へ支出された県費の状況は次のとおりで、総額は22,441,443千円となっている。なお、「その他」は、総務部及び公安委員会については共済費及び償還金、教育委員会については共済費である。

県費の支出状況(平成17年度)

(単位:団体、千円)

部局名	補助金		負担金		交付金		委託料		その他		合計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
知事部局	9	192,650	16	168,011	3	11,822	14	731,108	2	5,660,219	33	6,763,810
政策部	0	0	5	81,513	0	0	1	1,200	0	0	6	82,713
総務部	2	5,189	1	6,921	0	0	4	23,513	2	5,660,219	6	5,695,842
環境森林部	2	10,160	1	1,365	0	0	1	1,623	0	0	3	13,148
健康福祉部	3	49,451	0	0	0	0	3	445,900	0	0	4	495,351
商工労働部	1	95,328	3	51,453	1	3,300	3	151,892	0	0	6	301,973
農政水産部	1	32,522	3	23,454	2	8,522	1	2,841	0	0	4	67,339
土木部	0	0	3	3,305	0	0	1	104,139	0	0	4	107,444
教育委員会	3	23,630	1	61,052	0	0	3	15,083	1	12,986,694	6	13,086,459
公安委員会	0	0	1	2,719	0	0	0	0	1	2,588,455	1	2,591,174
合計	12	216,280	18	231,782	3	11,822	17	746,191	4	21,235,368	40	22,441,443

(注1)複数の種類の県費を支出している団体があるため、種類ごとの団体数の合計と「合計」欄の団体数とは一致しない。

(注2)団体数については、別の団体を経由して県の負担金が支出されている団体を計上している。

団体の収入決算額に占める県費の割合は、次のとおりである。

団体の収入の半分以上を県の支出金に依存している団体が27団体(67.5%)あり、そのうち県の支出金のみ依存している団体は3団体(7.5%)である。

団体の収入決算額に占める県費の割合

(単位:団体、%)

	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	合計
団体数	8	5	15	9	3	40
割合	20.0	12.5	37.5	22.5	7.5	100.0

(注)団体の収入決算額は前年度繰越金(公益法人会計については前期繰越収支差額)を除く。

平成15年度から平成17年度に団体へ支出された補助金、負担金、交付金及び委託料の推移は、次のとおりである。

補助金については毎年減少し、平成17年度は平成15年度に比べて半分以下になっているが、負担金、交付金、委託料についてはあまり大きな変動はない。

補助金、負担金、交付金及び委託料の決算額の推移

(単位:団体、千円)

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
補助金	13	499,357	13	352,633	12	216,280
負担金	15	171,478	15	179,711	15	161,090
交付金	3	11,580	3	13,051	3	11,822
委託料	15	757,753	16	894,049	17	746,191
合計	33	1,440,168	36	1,439,444	36	1,135,383

(注1)負担金は公租等の用途が特定されているものを除く。

(注2)平成15年度及び平成16年度の交付金には、平成17年度に交付金に変更した補助金を含む。

(注3)複数の県費を支出している団体があるため、県費ごとの団体数の合計と「合計」欄の団体数とは一致しない。

(7) 補助金等関係

補助金、負担金及び交付金（以下「補助金等」という。）について、団体への補助等を開始してから経過年数をみると次のとおりである。

補助等を開始してから10年以上経過している団体が、補助金については12団体のうち6団体、負担金については15団体のうち6団体、交付金については3団体のうち1団体となっている。

補助等開始後の経過年数別団体数

(単位:団体、%)

		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	不明	合計
補助金	団体数	2	2	2	1	3	2	12
	割合	16.7	16.7	16.7	8.2	25.0	16.7	100.0
負担金	団体数	2	5	2	3	1	2	15
	割合	13.3	33.4	13.3	20.0	6.7	13.3	100.0
交付金	団体数	1	0	1	0	0	1	3
	割合	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	100.0

(注)負担金は公租等の用途が特定されているものを除く。

また、県の補助事業（補助金等の交付の対象となる事務又は事業）に係る団体の契約について、その契約方法を委託金額が100万円を超える業務委託契約についてみると次のとおりである。該当する委託契約は14件あり、その契約方法はすべて随意契約で、そのうち単独随意契約は7件である。

県の補助事業に係る団体の委託契約の契約方法別委託件数

(単位:件)

契約方法	件数
随意契約	14
単独随意契約	7
見積り合せ	2
コンペ方式	5

(4) 委託料関係

県が、監査対象団体に業務委託するために締結した契約件数は115件であり、その契約方法はすべて単独随意契約である。

また、業務受託団体から第三者への再委託の状況（建設事業に係る積算・施工管理業務委託82件を除く。）をみると次のとおりである。県からの業務委託契約33件のうち受託団体が再委託をしているものが15件あり、再委託の割合は45.5%となっている。金額ベースでみると、県からの委託金額642,971千円のうち受託団体からの再委託金額は248,679千円で、再委託の割合は38.7%となっている。また、委託金額に対する再委託金額の割合が50%以上のものが9件ある。

再委託の状況

(単位:件、千円、%)

業務委託 契約件数 (A)	左のうち業務の再委託が行われた契約件数				合計 (B)	再委託契 約件数の 割合 (B)/(A)	委託金額 (C)	再委託金 額(D)	再委託金 額の割合 (D)/(C)
	委託金額に対する再委託金額の割合別件数								
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上					
33	3 (20.0)	3 (20.0)	3 (20.0)	6 (40.0)	15 (100.0)	45.5	642,971	248,679	38.7

(注1) () 書きは再委託の合計件数に占める割合である。

(注2) 建設事業に係る積算・施工管理業務委託契約を除く。

(2) 繰越金について

県から補助金等が支出されている財政的援助団体 27 団体における繰越金について、県の補助金等又は団体の決算額に対する繰越金の割合をみると次のとおりである。

繰越金が県の補助金等の金額以上のものが 10 団体、そのうち団体の決算額以上のものが 5 団体ある。

県の補助金等又は団体の決算額に対する繰越金の割合別団体数

(単位:団体)

	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 100%未満	100%以上	合計	繰越金無
県の補助金等 に対する割合	4	3	3	0	1	1	10	22	5
団体の決算額 に対する割合	11	3	0	1	0	2	5	22	5

(注)繰越金=収入決算額(前年度繰越金(公益法人会計については前期繰越収支差額)を含む。)-支出決算額

【改善・検討事項】

ア 補助金等関係

① 補助金等で長期間にわたり実施していない事業等が交付要綱上で補助対象事業とされているものがあつたが、今後も実施の予定がない事業については削除するなど、適宜交付要綱の見直しを行う必要がある。

(下表番号:5,8,9)

② 補助金の交付申請が年度当初に行われているにもかかわらず、交付決定が年度末になっているものがあつたが、補助事業は通常、交付決定後に着手し、年度内に事業を完了しなければならないため、交付申請があれば速やかに審査し交付決定を行う必要がある。

(下表番号:3)

③ 補助金の交付申請が年度末に行われているものがあつたが、補助事業は、原則として交付決定後に着手されるべきであるため、早い時期に交付申請を行うよう団体を指導する必要がある。

(下表番号:4)

④ 補助金の交付要綱で示された補助対象経費について、交付申請書ではその経費の内訳が確認できないものがあつたが、交付申請書に基づいて補助金交付の適否や補助金額の決定を行うため、出来るだけ詳細な経費の内訳を記載した交付申請書を提出させる必要がある。

(下表番号:7)

⑤ 実績報告書における実績内容の記載が十分でないため、補助金の額の確定に当たって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に適合するものであるかどうか、十分に確認ができないものがあつたが、補助事業の実績を出来るだけ詳細に記載させ、実績報告書の審査を厳正かつ的確に行う必要がある。

(下表番号:1,2,6,7)

⑥ 補助金の額の確定及び補助事業者への通知が行われていないものがあつたが、交付要綱の規定に基づき、補助金の額の確定及び補助事業者への通知を行う必要がある。

(下表番号:4)

⑦ 補助金や負担金について、団体における交付申請や請求等の事務と県における交付決定や支払等の事務が、同一の担当者で行われているものがあつたが、牽制機能が十分働かないおそれがあるため、チェック体制を見直す必要がある。

(下表番号:1,2,7,10,11,12,13,14,15,16)

イ 委託料関係

① 委託料を概算払いしているにもかかわらず、委託料の額の確定及び通知が行われていないものがあつたが、契約書に従い、委託料の額を確定し団体に通知する必要がある。

(下表番号:24)

② 委託契約の締結に当たり仕様書が作成されていないため、委託内容が不明確なものがあったが、委託業務の適正な履行の確保を図るため、委託内容を明確にした仕様書を作成する必要がある。

(下表番号：20)

③ 個人情報を取り扱う業務委託であるにもかかわらず、委託契約書に個人情報取扱いに関する規定がないものがあったが、個人情報の取扱いに関する規定を契約書に明記し、適切な個人情報の取扱いを求める必要がある。

(下表番号：17, 18, 19)

④ 委託契約書に再委託に関する規定のないもの、又は再委託の承認手続きを経ずに再委託をしているものがあったが、再委託に関する規定を契約書に明記するほか、発注者として委託先を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮して承認手続きを行う必要がある。

(下表番号：18, 21, 22, 23, 26)

⑤ 建設事業に係る積算及び施工管理業務委託については、中立性の確保や秘密保持の観点から土木部長通知等を根拠として単独随意契約をしているものがあったが、施工管理業務については契約方法の見直しを検討する必要がある。

(下表番号：25)

【意見】

- ① 補助金等の中には長期間にわたり継続して団体に交付されているものがあるが、補助金等の適正かつ効率的な執行を図る観点から、定期的な見直し時期の設定や目標達成度を測るための基準の設定、サンセット方式の導入などにより見直しを進める必要がある。
- ② 負担金について、執行伺書及びその添付資料（主には理事会等の議案書の写し、県の予算書）では負担金の積算根拠が明確でないものが多かったため、負担金の額の妥当性を検証するため、団体に対して必要な資料を求めるなどして積算根拠を明確にしておく必要がある。
- ③ 補助金等の効果的かつ効率的な執行を図る観点から、補助事業（補助金等の交付の対象となる事務又は事業）に係る団体の契約については、補助金の交付要綱等に競争入札を原則とする等の規定を置くとともに、当該規定を遵守するよう団体を指導することにより、競争性の確保に努める必要がある。
- ④ 県から補助金等を支出している財政的援助団体の中で、繰越金が県の補助金等の金額や団体の決算額より多いものがあったが、用途が特に明確になっていないような多額の繰越金を有する団体については、財政的支援の必要性を検証し、補助金等の削減等を検討する必要がある。
- ⑤ 県と団体との間で締結された業務委託契約については、団体への委託業務が第三者に再委託されているものが多くあり、また、委託金額に対する再委託金額の割合が高いものもあったが、再委託を認めることが委託先の選定理由と矛盾することはないのか、また、再委託により委託業務の効率的、効果的な執行が図られているのかなどについて検証を行うとともに、再委託先との直接契約についても検討する必要がある。

県費支出に係る改善・検討事項関係一覧

番号	団体名	補助金等の名称
補助金		
1	エコライフかがわ推進会議	エコライフかがわ推進会議補助金
2	エコアイランド'なおしま推進委員会	エコアイランド'なおしま推進委員会活動費補助金
3	(財)香川県児童・青少年健全育成事業団	子育てにやさしい香川づくり推進事業費補助金
4	(財)香川いのちのりレー財団	香川県臓器提供者確保事業推進費補助金
5	香川県地区衛生組織連合会	河川を美しくする運動事業費補助金
6	(社)香川県観光協会	観光振興対策推進事業費補助金
7	香川県芸術祭運営委員会	香川県芸術祭開催費補助金

8	香川県高等学校体育連盟	四国ブロック高等学校体育大会運営事業補助金
交 付 金		
9	(社)香川県観光協会	香川県観光事業振興助成交付金
負 担 金		
10	香川県瀬戸大橋利用促進実行委員会	香川県瀬戸大橋利用促進実行委員会負担金
11	高松空港振興期成会	高松空港振興期成会負担金
12	環境にやさしい買い物推進協議会	環境にやさしい消費者行動推進事業負担金
13	香川県人権啓発推進会議	香川県人権啓発推進会議負担金
14	節水型街づくり推進協議会	節水型街づくり推進協議会負担金
15	香川県企業誘致推進協議会	香川県企業誘致推進協議会負担金
16	花の里かがわ推進委員会	フラワーフェスティバルかがわ2006負担金
委 託 料		
17	香川県交通安全母の会連合会	高齢者交通安全対策事業等業務
18	(財)香川県消防協会	香川県防災センター運営業務
19	香川県食生活改善推進連絡協議会	食生活改善・ヘルスプラン普及事業業務
20	(財)香川県児童・青少年健全育成事業団	香川県立五色台少年自然の家等管理等業務
21	(社)香川県観光協会	栗林公園維持管理業務
22	かがわ県産品振興協議会	県産品総合振興対策事業
23	かがわ県産品振興協議会	県産品県外マーケティング事業
24	(社)香川県物産協会	栗林公園讃岐民芸館管理業務
25	(財)香川県建設技術センター	積算業務(77件)、施工管理業務(5件)
26	県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会	県民スポーツ・レクリエーション祭開催事業

4 団体の事務運営について

(1) 団体における規程の整備について

監査対象団体における規程の整備状況は、次のとおりである。

団体の設置・運営に関する規程は全ての団体で整備されているが、会計に関する規程は半数近くの団体で整備されてなく、決裁権限等に関する規程は半数の団体で整備されていない。また、団体職員の給与等に関する規程は、専任職員を置いている 18 団体のうち 3 分の 1 の団体で整備されていない。

規程の整備状況

(単位:団体)

団体の設置・運営に関する規程		会計に関する規程		決裁権限等に関する規程		団体職員の給与等に関する規程※	
有	無	有	無	有	無	有	無
40	0	23	17	20	20	12	6

※専任職員を置いている団体が対象

(2) 団体の指導監督について

監査対象団体のうち公益法人が 9 団体 (うち 1 団体は国所管) あり、その中の 4 団体は県の外郭団体 (県出資 25%以上) である。

公益法人の指導監督については、民法、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 (昭和 59 年香川県規則第 2 号) 及び香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の設立及び監督に関する規則 (昭和 45 年 4 月 1 日教育委員会規則第 8 号) 等に基づき行われており、また、「知事の所管に係る公益法人の指導監督等について」(平成 18 年 2 月 28 日法務文書課長通知) 等において、「所管公益法人に対する立入検査は、原則として 3 年に 1 回実施すること」、「所管公益法人に対し、公益法人の業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請を行うこと」などが定められている。

また、県の外郭団体の指導監督については、「外郭団体の運営等の指導に関する指針」（平成11年4月1日施行）等に基づき行うとともに、指導監督を厳正に行うため、「外郭団体に対する所管課による検査の強化について」（平成15年2月10日付け行政企画課長通知）において、所管課は団体に対する立入検査を毎年度実施することとなっている。

【改善・検討事項】

① 会計に関する規程、決裁権限等に関する規程又は団体職員の給与等に関する規程が整備されていないものがあったが、適切な団体業務の運営を行う上で、これらの規程は必要であると考えられるので、規程の整備が図られるよう団体の指導に努める必要がある。

（「別表」団体番号：1, 3, 4, 9, 10, 11, 13, 15, 16, 19, 20, 21, 24, 27, 29, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 39）

② 書面表決に関する規定が未整備のもの、団体の備付けの帳簿が財務規程に定める様式等と異なっているもの、あるいは組織改正に伴う各種規程の改正が行われていないものがあつたが、適正な運用を図るため適宜適切に規約等を見直すよう団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：14, 18, 25, 30）

③ 出納簿が整備されていないものや記載内容が不十分なものがあつたが、預金通帳の入出金の確認などに出納簿は最低限必要であるので、出納簿を整備し、適正な出納管理を行うよう団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：5, 15, 16, 24）

④ 預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が同一人であるものがあつたが、預金通帳の保管責任者と印鑑管理者を区分し、適切な管理を行うよう団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：11, 16, 17, 19, 20, 28, 30, 32, 35, 36, 39）

⑤ 預金通帳、印鑑が施錠のできない機の引出の中に保管されているものがあつたが、金庫や施錠ができる機の引出に保管するなど、適切な管理を行うよう団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：13, 19）

⑥ 団体の備品台帳等が整備されていないものがあつたが、備品台帳等を整備し県有備品との区分を明確にし、適切な管理を行うよう団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：9, 12）

⑦ 団体の規程で「県の財務処理の例による」、「香川県会計規則等に準じて行う」などと規定されているにもかかわらず、団体の委託業務で、競争入札をすべきところ見積り合せて契約しているもの、予定価格が作成されていないもの、あるいは単独随意契約の理由が記載されていないものがあつたが、団体の委託契約の競争性、透明性、公正性が高まるよう団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：14, 15, 28）

⑧ 公益法人の中に公益法人会計基準に準拠した会計処理が行われていないものがあつたが、同会計基準に準拠した処理を行うよう団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：9, 12, 34）

⑨ 公益法人や外郭団体に対する所管課による立入検査が行われていないものがあつたが、適時、立入検査を行い、適切に団体を指導する必要がある。

（「別表」団体番号：9, 12, 17, 25, 26）

⑩ 公益法人の中にインターネットによる団体の業務及び財務等に関する資料の情報公開ができていないものがあつたが、公益法人の事業活動の透明性を一層向上させるため、インターネットによる業務及び財務等に関する資料の公開に努めるよう団体に要請する必要がある。

（「別表」団体番号：9, 12, 17, 18, 25, 34）

【意見】

① 会計年度終了後、理事会等が速やかに開催されていないものがあつたが、前年度の事業報告・決算については会計年度終了後速やかに承認を受ける必要があり、また当該年度の事業計画・予算についても事前承認が原則であり、承認の遅れにより事業の執行に支障が出ることも予想されることから、出来るだけ速やかに理事会等を開催するよう団体の指導に努める

必要がある。

- ② 公益法人の中に公益法人会計基準に準拠した会計処理が行われていない団体や公益法人に対する立入検査が行われていない所管課などがあったので、各公益法人所管課において適正な指導監督等が行われるよう、関係法令や通知についての研修等を定期的実施するよう努める必要がある。

5 むすび

今回の監査は、「県に事務局を置く団体の運営等について」をテーマとし、団体に対する執務場所の提供、団体の業務に対する県職員の関与、団体への県費支出、団体の事務運営などについて、県の関わりが大きい団体を選定して監査を行ったものである。

県に事務局を置くことについては、県と団体の業務が密接に関連しており、また、県職員が団体の業務に従事しているため他の場所に事務局を設置するより、効率的に業務を実施できることなどが理由として挙げられるが、反面、県と団体とが一体のものと思われる可能性や両者の関係が不明確となるおそれもある。このため、県に事務局を置き、県が団体の運営に関与している団体については、団体運営の透明性が求められるとともに、県としても、団体運営について説明責任が求められると考えられることから、団体に対する適切な関与や指導監督に努める必要がある。

また、設立されてから長期間が経過している団体については、その間、社会経済情勢や県の行政施策など団体を取り巻く環境が大きく変化しているものと考えられるため、団体業務の必要性や団体の設立目的の達成状況などを検証した上で、団体の業務の見直しを行うとともに、団体の整理統合なども含めて団体のあり方について適宜検討する必要がある。

本監査は、一定の要件を満たす団体を対象に実施したものであるが、県に事務局を置くその他の団体についても、監査結果を参考として、県の関与のあり方等について再検討がなされ、県と団体との適切な役割分担と連携のもと、各団体の適正かつ効率的な運営が図られることを期待するものである。

「別表」監査対象所等一覧

団体番号	所属名	団体名	設立年月日	役員		事務局員		収入					支出					備考	
				役員		事務局員		補助金	負担金	交付金	委託料	その他	補助金	負担金	交付金	委託料	その他		
				職員数	職員数	職員数	職員数												
1	交通政策課	香川県瀬戸大橋利用促進実行委員会	H16.4.1	2	1	職務専念義務免除	6	6	6,500	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
2	交通政策課	高松空港振興期成会	S54.12.4	24	1	職務専念義務免除	5	5	80,888	0	0	0	0	0	0	0	0	74,712	
3	交通政策課	高松港コンテナターミナル振興協議会	H9.1.22	22	4	職務専念義務免除	5	5	14,238	0	0	0	0	0	0	0	0	4,284	
4	交通政策課	香川県交通安全母の会連合会	S54.11.13	16	0		6	6	2,419	0	0	1,200	0	0	0	0	0	2,395	
5	県民参画課	県境にやさしい買い物推進協議会	H12.8.30	5	0		5	5	12,577	0	0	0	0	0	0	0	0	4,843	
6	人権・同和対策課	香川県人権啓発推進会議	S58.11.18	20	0		5	5	10,096	0	0	0	0	0	0	0	0	9,614	
7	職員課	地方職員共済組合香川県支部	S37.12.1	2	1	法令等により認められている	16	8	9,356,602	0	6,921	0	0	0	0	5,548,658	9,356,602		
8	職員課	地方公務員災害補償基金(香川県支部)	S42.12.1	2	1	法令等により認められている	10	9	232,418	0	0	0	0	0	0	111,561	231,526		
9	職員課	(財)香川県職員互助会	S47.8.4	12	10	法令等により認められている	8	5	901,232	0	0	2,947	0	0	0	0	363,321		
10	青少年・男女共同参画課	青少年育成香川県民会議	S41.12.5	75	3	職務専念義務免除	9	8	8,176	3,989	0	2,257	0	0	0	0	8,176		
11	青少年・男女共同参画課	香川県「女性友好の翼」実行委員会	H2.5.23	8	1	職務専念義務免除	4	4	5,356	0	0	3,356	0	0	0	0	5,356		
12	防災局	(財)香川県消防協会	S23.3.8	26	1	職務専念義務免除	5	4	28,308	1,200	0	14,953	0	0	0	0	26,745		
13	環境・水政策課	節水型街づくり推進協議会	H9.7.28	9	2	職務命令(公務)	5	5	6,463	0	1,365	0	0	0	0	0	3,016		
14	環境・水政策課	エコアライアメントおしほ推進委員会	H12.11.21	4	1	職務命令(公務)	7	7	3,117	1,494	0	1,623	0	0	0	0	3,117		
15	健康福祉総務課	香川県食生活改善推進連絡協議会	S54.12.24	37	0		8	8	8,666	8,666	0	0	0	0	0	0	8,666		
16	子育て支援課	(財)香川県児童・青少年健全育成事業団	S38.7.20	13	0		67	21	586,038	45,083	0	441,320	0	0	0	0	580,349	外郭団体	
17	医務国保課	(財)香川いのちのレレー財団	H2.4.27	12	2	職務命令(公務)	6	5	16,254	3,385	0	0	0	0	0	0	4,928	外郭団体	
18	生活衛生課	香川県地区衛生組織連合会	S41.10.14	53	0		4	3	12,781	983	0	3,200	0	0	0	0	12,503		
19	産業政策課	香川県企業立派推進協議会	H11.5.11	4	1	職務命令(公務)	4	4	2,635	0	1,200	0	0	0	0	0	1,883		
20	観光交流局	四国観光立派推進協議会	H5.5.19	24	1	職務命令(公務)	7	5	198,567	0	(35,000)	0	0	0	0	0	183,023		
21	観光交流局	わがかがわ観光推進協議会	H1.3.25	32	2	職務命令(公務)	8	7	78,488	0	50,253	0	0	0	0	0	74,726		
22	観光交流局	(社)香川県観光協会	S45.9.21	20	1	職務専念義務免除	33	22	303,964	95,328	0	3,300	126,328	0	0	0	280,654		
23	観光交流局	かがわ県産品振興協議会	H15.6.27	19	2	職務命令(公務)	6	6	24,182	0	0	21,961	0	0	0	0	23,846		
24	観光交流局	(社)香川県農産物産協会	S32.6.19	20	1	職務専念義務免除	21	14	114,454	0	0	3,603	0	0	0	0	35,873		
25	農業経営課	(財)香川県農業振興公社	S49.8.1	15	1	職務専念義務免除	13	5	1,054,273	32,522	0	8,022	0	0	0	0	926,942	外郭団体	
26	農業生産流通課	香川県農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会	H12.1.30	16	1	職務命令(公務)	8	8	3,647	0	1,897	500	0	0	0	0	3,194		
27	農業生産流通課	花の里かがわ推進委員会	H11.4.1	21	5	職務命令(公務)	5	5	12,209	0	5,945	0	2,841	0	0	0	10,552		
28	土地改良課	吉野川総合開発香川用水事業推進協議会	S41.6.2	35	3	職務命令(公務)	10	7	25,790	0	15,612	0	0	0	0	0	24,548		
29	技術企画課	(財)香川県建設技術センター	H8.4.1	13	5	職務専念義務免除、派遣	17	9	236,947	0	0	104,139	0	0	0	0	149,113	外郭団体	
30	河川砂防課	香川県河川協会	S24.8.1	17	2	職務専念義務免除	2	2	7,203	0	1,200	0	0	0	0	0	4,648		
31	河川砂防課	香川県河川協会	S23.6.1	18	0		2	2	5,880	0	1,105	0	0	0	0	0	2,548		
32	河川砂防課	香川県河川協会	S24.9.1	11	0		7	7	5,040	0	1,000	0	0	0	0	0	2,758		
33	高校教育課	(財)香川県青英会	S27.10.2	14	2	職務専念義務免除	7	5	399,113	0	0	3,814	0	0	0	0	65,807		
34	保健体育課	県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会	S63.6.29	6	2	職務専念義務免除	6	6	7,005	0	0	3,500	0	0	0	0	6,595		
35	文化行政課	香川県芸術振興委員会	S62.7.1	2	0		6	6	21,996	21,600	0	0	0	0	0	0	21,996		
36	福利課	公立学校共済組合香川支部	S37.12.1	2	2	法令等により認められている	16	3	22,951,165	0	61,052	0	0	0	12,986,694	22,564,680			
37	文化会館	日本伝統工芸展高松展実行委員会	H17.4.1	11	4	職務専念義務免除	5	1	6,879	1,540	0	0	0	0	0	0	6,842		
38	文化会館	香川県高等学校体育連盟	S34.4.1	31	22	職務専念義務免除	2	5	27,717	490	0	7,769	0	0	0	0	25,498		
39	高松高校	警察共済組合香川県支部	S37.12.1	2	0		9	6	4,685,003	0	2,719	0	0	0	0	0	4,634,536		
40	厚生課	合計		679	86		383	260	41,240,381	216,280	231,782	11,822	746,191	0	2,588,455	39,532,631			

(注1) 使用許可には都市公園法に基づいた1件を含む。
 (注2) 収入は前年度繰越金(公益法人会計については前期繰越収支差額)を含む。
 (注3) 所属名は平成18年4月1日現在